

7 学 情 第 2 7 号
平成 7 年 1 0 月 2 日

各国公私立大学長
各大学共同利用機関長 殿

文部省学術国際局緒学術情報課長
木 島 令 己

「動物の処分方法に関する指針」の徹底について（通知）

大学等における動物実験については「大学等における動物実験について」（昭和 6 2 年 5 月 2 5 日付け、文学情第 1 4 1 号）に基づき適切に実施されているところですが、このたび総理府から、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、「動物の処分方法に関する指針」（以下、「指針」という。）が別添のとおり定められ、平成 7 年 7 月 4 日付け総理府告示第 4 0 号として告示した旨の通知を受けたところであります。

なお、科学上の利用に供し、その実験等の終了又は中断によって不要になった実験動物を処分する場合の方法等については、指針の第 4 補則の 1 の規定に基づき、既に告示されている「動物実験の飼養および保管等に関する基準」（昭和 5 5 年総理府告示第 6 号）が適用されることとなります。

しかし、上述以外の場合、例えば実験動物生産の場（動物実験施設や研究施設内で実験動物を繁殖する場合も含む）においてやむを得ず処分することになった場合など、実験に供されなかった動物の処分は、「動物の保護及び管理に関する法律」第 1 1 条第 2 項の動物の処分には該当せず、今回告示された指針が適用されることとなります。

以上は本指針に関する総理府の見解でありますので、貴機関におかれましても、動物を処分するに当たりましては、本指針に沿った適正な処分が行われるよう関係者への周知方お願いいたします。

総理府告示第四十号

動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五十号）第十条第二項の規定に基づき、動物の処分方法に関する指針を次のように定める。

平成七年七月四日

内閣総理大臣 村山 富市

動物の処分方法に関する指針

第1 一般原則

管理者及び処分実施者は、動物を処分しなければならない場合にあっては、処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第13条第2項第1号及び第2号に規定する動物
- (2) 処分動物 対象動物で処分されるものをいう。
- (3) 処分 処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 処分動物の保管及び処分を行う施設並びに処分動物を管理する者をいう。
- (6) 処分実施者 処分動物の処分に係る者をいう。

第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第4 補則

- 1 処分動物の保管に当たっては、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年総理府告示第28号）、「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」（昭和51年総理府告示第7号）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年総理府告示第6号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を処分する場合においても、処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。